

(様式1)

安 教 第 1 5 号  
令和3年4月19日

文部科学大臣 殿

島根県安来市長 田 中 武 夫

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金等に関する法律第12条第4項に基づき、  
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称  
安来市公立学校等施設整備計画
2. 計画期間  
令和2年度～令和3年度（2年間）

担当部署名：安来市教育委員会教育総務課  
担当者名：主幹 種田一夫  
電話番号：0854-23-3241  
メールアドレス：kyouiku@city.yasugi.shimane.jp

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

#### (2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

屋内運動場の照明器具ならびにバスケットゴールについて、児童生徒等が安全で安心でき、非常災害時には地元住民を受け入れ、避難生活の拠り所として重要な役割を果たす観点から、照明器具取替ならびにバスケットゴール撤去もしくは取替を中心とした落下防止対策工事を行う。

#### (3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

スポーツ施設について、利用者に安心して足を運んでもらえるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、施設内の換気を十分に機能させるため、換気設備の工事を行う。

公共下水道への接続に併せ、教育環境の向上と新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、トイレの洋式化の工事を行う。

#### (5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

#### 4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

##### (1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		17 校
中学校		5 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		4 園
幼保連携型認定こども園		3 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		0 校
教員及び職員のための住宅		7 戸
学校給食施設	単独校調理場	6 箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	16 箇所
	学校武道場	0 箇所
	社会体育施設	9 箇所

##### (2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 <sup>※1</sup>	有	令和3年3月
国土強靱化地域計画 <sup>※2</sup>	有	令和2年5月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

#### 5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画期間経過後に、目標に対する成果及び評価結果を当市ホームページで公表するとともに関係機関に意見を伺います。</p>
---

